

公布された規則のあらまし

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第 36 号）

- 1 農村地域工業等導入促進法が改正され、佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例が改正されたことに伴い、農村地域工業等導入対策審議会委員の職名を農村地域産業導入促進審議会委員に改めることとした。（別表関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 37 号）

- 1 佐賀県営住宅条例の改正に伴い、県営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における当該入居者の収入の把握の方法として、入居者の雇主、入居者の取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法を定めることとした。（第 11 条の 2 関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。